日本私立大学協会 私立大学ガバナンス・コード<第 2.0 版> 「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	九州文化学園
②設置大学名称	長崎短期大学
③担当部署	総務・会計課
④問合せ先	njc@njc. ac. jp
⑤点検結果の確定日	
⑥点検結果の公表日	
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.njc.ac.jp/about/information/
⑧本協会による公表	●承諾する ○否認する

【備考欄】

様式I

I-I.「基本原則」及び「原則」の遵守(実施)状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保(特色ある運営)	0
原則1-1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	0
原則1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	0
基本原則2 公共性・社会性の確保(社会貢献)	0
原則2-1 教育研究活動の成果の社会への還元	0
原則2-2 多様性への対応	0
基本原則3 安定性・継続性の確保(学校法人運営の基本)	0
原則3-1 理事会の構成・運営方針の明確化	0
原則3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	0
原則3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化	0
原則3-4 危機管理体制の確立	0
基本原則4 透明性・信頼性の確保(情報公開)	0
原則4-1 教育研究・経営に係る情報公開	0

Ⅰ-Ⅱ. 遵守(実施)していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

Ⅰ一Ⅲ. 遵守(実施)していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ-I.「原則」の遵守(実施)状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則1-1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

原則1-1 建字の制	育神等の基本理念に基つく教字連宮体制の確立
実施項目1-1①	説明
建学の精神等の基	建学の精神は、ホームページに掲載すると共に、学校案
本理念及び教育目	内・学生便覧等にて、受験生や在学生に周知している。「大
的の明示	学教育入門」(1 年必修) において、学長が建学の精神につ
	いて講義を行い、理解を深めている。また、正面玄関に建
	学の精神を彫刻した扁額を設置し様々なステークホルダー
	の目に触れるよう工夫している。
	https://www.njc.ac.jp/about/foundation/
実施項目1-1②	説明
「卒業認定・学位	平成 30 年度より、各学科、専攻課程、コースおよび専攻科
授与の方針」、「教	の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に
育課程編成・実施	応えているかを定期的に点検するために、アセスメント・
の方針」及び「入	│ポリシーを策定し、アセスメント・ポリシーに基づく点検 │
学者受入れの方	│活動を開始している。その結果として、令和元年には、三 │
針」の実質化	│つの方針の改訂を行うと共に、学位授与の方針における人 │
	│材養成の到達目標のベンチマーク(中項目)に対して4段階 │
	のルーブリックを策定し、見直しを行っている。
	また、これらの養成する人材像(教育目標)は、ホームペ
	一ジに掲載すると共に、学校案内・学生便覧等にて受験
	生・在学生に周知している。
	https://www.njc.ac.jp/about/educational_policy/
実施項目1-1③	
教学組織の権限と	https://www.njc.ac.jp/about/educational_policy/
	https://www.njc.ac.jp/about/educational_policy/ 説明
教学組織の権限と	https://www.njc.ac.jp/about/educational_policy/ 説明 「学校法人九州文化学園組織規則」第7条第1項及「長崎短
教学組織の権限と	https://www.njc.ac.jp/about/educational_policy/ 説明 「学校法人九州文化学園組織規則」第7条第1項及「長崎短 期大学学則」第2条第2項に、学長は、理事長(法人本部長
教学組織の権限と	https://www.njc.ac.jp/about/educational_policy/ 説明 「学校法人九州文化学園組織規則」第7条第1項及「長崎短期大学学則」第2条第2項に、学長は、理事長(法人本部長含む)の命を受け短期大学の学務をつかさどり、所属職員を
教学組織の権限と	https://www.njc.ac.jp/about/educational_policy/ 説明 「学校法人九州文化学園組織規則」第7条第1項及「長崎短 期大学学則」第2条第2項に、学長は、理事長(法人本部長 含む)の命を受け短期大学の学務をつかさどり、所属職員を 指揮監督し、短期大学を代表すると定めている。また、学
教学組織の権限と	https://www.njc.ac.jp/about/educational_policy/説明 「学校法人九州文化学園組織規則」第7条第1項及「長崎短期大学学則」第2条第2項に、学長は、理事長(法人本部長含む)の命を受け短期大学の学務をつかさどり、所属職員を指揮監督し、短期大学を代表すると定めている。また、学長は校務をつかさどるとし、大学の意思決定を行う学長の
教学組織の権限と	https://www.njc.ac.jp/about/educational_policy/ 説明 「学校法人九州文化学園組織規則」第7条第1項及「長崎短 期大学学則」第2条第2項に、学長は、理事長(法人本部長 含む)の命を受け短期大学の学務をつかさどり、所属職員を 指揮監督し、短期大学を代表すると定めている。また、学 長は校務をつかさどるとし、大学の意思決定を行う学長の 権限と役割を明確化している。さらに、「学校法人九州文
教学組織の権限と	https://www.njc.ac.jp/about/educational_policy/ 説明 「学校法人九州文化学園組織規則」第7条第1項及「長崎短期大学学則」第2条第2項に、学長は、理事長(法人本部長含む)の命を受け短期大学の学務をつかさどり、所属職員を指揮監督し、短期大学を代表すると定めている。また、学長は校務をつかさどるとし、大学の意思決定を行う学長の権限と役割を明確化している。さらに、「学校法人九州文化学園組織規則」第7条第2項に、副学長は、学長を助け、
教学組織の権限と	https://www.njc.ac.jp/about/educational_policy/ 説明 「学校法人九州文化学園組織規則」第7条第1項及「長崎短期大学学則」第2条第2項に、学長は、理事長(法人本部長含む)の命を受け短期大学の学務をつかさどり、所属職員を指揮監督し、短期大学を代表すると定めている。また、学長は校務をつかさどるとし、大学の意思決定を行う学長の権限と役割を明確化している。さらに、「学校法人九州文化学園組織規則」第7条第2項に、副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどることを、「学校法人九州文化
教学組織の権限と	https://www.njc.ac.jp/about/educational_policy/説明 「学校法人九州文化学園組織規則」第7条第1項及「長崎短期大学学則」第2条第2項に、学長は、理事長(法人本部長含む)の命を受け短期大学の学務をつかさどり、所属職員を指揮監督し、短期大学を代表すると定めている。また、学長は校務をつかさどるとし、大学の意思決定を行う学長の権限と役割を明確化している。さらに、「学校法人九州文化学園組織規則」第7条第2項に、副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどることを、「学校法人九州文化学園組織規則」第16条に、研究科長は、学長を助け、学務
教学組織の権限と	https://www.njc.ac.jp/about/educational_policy/ 説明 「学校法人九州文化学園組織規則」第7条第1項及「長崎短期大学学則」第2条第2項に、学長は、理事長(法人本部長含む)の命を受け短期大学の学務をつかさどり、所属職員を指揮監督し、短期大学を代表すると定めている。また、学長は校務をつかさどるとし、大学の意思決定を行う学長の権限と役割を明確化している。さらに、「学校法人九州文化学園組織規則」第7条第2項に、副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどることを、「学校法人九州文化学園組織規則」第16条に、研究科長は、学長を助け、学務を整理し、学部及び研究科に関する校務をつかさどること
教学組織の権限と役割の明確化	https://www.njc.ac.jp/about/educational_policy/説明 「学校法人九州文化学園組織規則」第7条第1項及「長崎短期大学学則」第2条第2項に、学長は、理事長(法人本部長含む)の命を受け短期大学の学務をつかさどり、所属職員を指揮監督し、短期大学を代表すると定めている。また、学長は校務をつかさどるとし、大学の意思決定を行う学長の権限と役割を明確化している。さらに、「学校法人九州文化学園組織規則」第7条第2項に、副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどることを、「学校法人九州文化学園組織規則」第16条に、研究科長は、学長を助け、学務を整理し、学部及び研究科に関する校務をつかさどることを定め、それぞれの権限と役割を明確化している。また、教授会は、教育研究面で学長が意思決定を行うために審議し、意見を求めるための機関として適切に機能している。
教学組織の権限と 役割の明確化 実施項目1-14	https://www.njc.ac.jp/about/educational_policy/ 説明 「学校法人九州文化学園組織規則」第7条第1項及「長崎短期大学学則」第2条第2項に、学長は、理事長(法人本部長合む)の命を受け短期大学の学務をつかさどり、所属職員を指揮監督し、短期大学を代表すると定めている。また、学長は校務をつかさどるとし、大学の意思決定を行う学長の権限と役割を明確化している。さらに、「学校法人九州文化学園組織規則」第7条第2項に、副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどることを、「学校法人九州文化学園組織規則」第16条に、研究科長は、学長を助け、学務を整理し、学部及び研究科に関する校務をつかさどることを定め、それぞれの権限と役割を明確化している。また、教授会は、教育研究面で学長が意思決定を行うために審議し、意見を求めるための機関として適切に機能している。説明
教学組織の権限と 役割の明確化 実施項目1-1④ 教職協働体制の確	https://www.njc.ac.jp/about/educational_policy/ 説明 「学校法人九州文化学園組織規則」第7条第1項及「長崎短期大学学則」第2条第2項に、学長は、理事長(法人本部長含む)の命を受け短期大学の学務をつかさどり、所属職員を指揮監督し、短期大学を代表すると定めている。また、学長は校務をつかさどるとし、大学の意思決定を行う学長の権限と役割を明確化している。さらに、「学校法人九州文化学園組織規則」第7条第2項に、副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどることを、「学校法人九州文化学園組織規則」第16条に、研究科長は、学長を助け、学務を整理し、学部及び研究科に関する校務をつかさどることを定め、それぞれの権限と役割を明確化している。また、教授会は、教育研究面で学長が意思決定を行うために審議し、意見を求めるための機関として適切に機能している。説明
教学組織の権限と 役割の明確化 実施項目1-14	https://www.njc.ac.jp/about/educational_policy/ 説明 「学校法人九州文化学園組織規則」第7条第1項及「長崎短期大学学則」第2条第2項に、学長は、理事長(法人本部長合む)の命を受け短期大学の学務をつかさどり、所属職員を指揮監督し、短期大学を代表すると定めている。また、学長は校務をつかさどるとし、大学の意思決定を行う学長の権限と役割を明確化している。さらに、「学校法人九州文化学園組織規則」第7条第2項に、副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどることを、「学校法人九州文化学園組織規則」第16条に、研究科長は、学長を助け、学務を整理し、学部及び研究科に関する校務をつかさどることを定め、それぞれの権限と役割を明確化している。また、教授会は、教育研究面で学長が意思決定を行うために審議し、意見を求めるための機関として適切に機能している。説明

	運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働 体制を確保している。
実施項目1-1⑤	説明
教職員の資質向上	毎年度、教員個々の履歴・業績書および教育業績書を基に
に係る取組みの基	上長による面接を行い、教員評価をするとともに、SD・FD
本方針・年次計画	の実施計画を策定し、教職員の資質向上に向けた研修を実
の策定及び推進	施している。また、事業計画に基づき、学外研修等への積
	極的な参加を促している。

原則1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目1-2①	説明
中期的な計画の策定方	中期計画の策定に際しては、理事長示達が発出され、「学
針の明確化及び具体性	校法人九州文化学園中期計画策定要領」に策定方針等を
のある計画の策定	明示し、共有している。現行の中期計画(令和3年度~令
o o o o n i i o o o o o o o o o o o o o	和7年度)では、建学の精神・理念に基づく人財養成や成
	長・発展のための教育改革、グローバル化・ICT化の推
	進、ブランドカの向上、財政基盤の安定化等の 6 つの戦
	略を柱に具体性のある計画を策定している。その中で、
	教職協働による学生支援の充実を挙げ、体制を確保して
	います。次期中期計画(令和8年度~令和12年度)につい
	ては、今年度 10 月に受審する機関別認証評価の受審結果
	を踏まえて策定し、令和8年3月の理事会での成案を予
	定している。
実施項目1-2②	説明
計画実現のための進捗	中期計画実現のために、各年次の「事業計画書」及び
管理	「事業報告書」並びに「中期計画進捗状況管理・評価
	表」により進捗管理を行っている。各内容は、運営会議
	等で審議し、中期計画の進捗状況等を把握するととも
	に、必要に応じて計画の修正を行っている。なお、「中期
	計画」、「事業計画書」及び「事業報告書」は、全教職員
	に周知するとともに、学校法人九州文化学園ホームペー
	ジで公表している。
	<掲載先> <u>https://kyubun.ed.jp/data/</u>

原則2-1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目2-1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	建学の精神に基づいて、専門の学芸を教授研究し、実際的な専門教育、職業教育並びに幅広い教養を授け、 地域社会の発展に寄与する、豊かな人間性と品格、専 門的知識や技能を備えた社会人の育成を目標に掲げて いる。
実施項目2-1②	説明

社会貢献・地域連携の	地域連携推進委員会を中心に、佐世保市をはじめ行政
推進	や地域産業界と連携した地域貢献事業を展開し、若者
	の人材育成・地域への定着、潜在専門職人材に対する
	リカレント教育等、地域の課題解決に取り組んでい
	る。さらに、「九州西部地域大学・短期大学連合産学官
	連携プラットフォーム事業」や「共創プラットフォー
	ム」に加盟し、他の大学・短大や産学官で連携して地
	域の課題解決に努め、地域社会の発展に貢献してい
	る。

原則2-2 多様性への対応

実施項目2-2①	説明
多様性を受容する体制	平成 28 年に佐世保市の女性活躍応援宣言事業所に登録
の充実	されるなど男女共同参画社会への対応を行っている。
	また、学生支援課(保健室含む)を中心に、合理的配
	慮に関する体制を整備しており多様な学生ニーズに対
	応している。その一環としてユニバーサルルームの設
	置や多目的トイレにフィッテイングボードを設置し、
	令和4年度より制服(スカート、パンツ、リボン、ネ
	クタイ)を選択可能とした。
実施項目2-2②	説明
役員等への女性登用の	男女共同参画社会の実現及び女性活躍促進の観点か
配慮	ら、役員等への女性登用に配慮し、理事 1 人(総数 7
	人)、評議員3人(総数8人)の女性を登用している。

原則3-1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目3-1①	説明
理事の人材確保方針の	「学校法人九州文化学園寄附行為」に、理事の資格及
明確化及び選任過程の	び構成を私立学校法第31条に基づく旨規定し、「学校法
透明性の確保	人九州文化学園理事長及び理事の選任基準」に、理事
	長及び理事の選任基準や選任手続きを定めている。理
	事の選任は、理事会において候補者を推薦し、評議員
	会の決議を経て、理事長が任命する。また、理事長
	は、理事会において選出し、理事の過半数の同意をも
	って決定する。
実施項目3-1②	説明
理事会運営の透明性の	適切な理事会の運営を行うため、「学校法人九州文化学
確保及び評議員会との	園寄附行為」及び「学校法人九州文化学園理事会規
協働体制の確立	則」に、理事会の役割、権限等を定めている。また、
	同寄附行為及び同規則において、理事会の決議事項の
	うち、あらかじめ評議員会の意見を聴取するもの、並
	びに評議員会の決議を必要とするものを規定し、評議

	員会との建設的な協働と相互牽制体制を確立してい る。
実施項目3-13	説明
理事への情報提供・研	理事は、各種私学団体が主催する会議、研修、意見交
修機会の充実	換等に参加し、理事の責務の理解に努めている。ま
	た、理事会等の機会を利用して、理事間で、私学の現
	状、経営や私立学校法改正についての動向などを共有
	している。

原則3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目3-2①	説明					
監事及び会計監査人の	監事の選任については、「学校法人九州文化学園寄附行					
選任基準の明確化及び	≒│為」及び「学校法人九州文化学園における監事の選∙					
選任過程の透明性の確	基準」に定めており、評議員会の決議によって選任し					
保	ている。会計監査人の選任については、「学校法人九州					
	文化学園寄附行為」に定めており、評議員会の決議に					
	よって選任している。					
実施項目3-2②	説明					
監事、会計監査人及び	監事は、「学校法人九州文化学園監事監査規則」に基					
内部監査室等の連携	づき、毎会計年度の初めに監査の実施に関する計画を					
	作成している。また、公認会計士・会計監査人及び内					
	部監査室等と連携し、監事機能の強化を図っている。					
	さらに、「学校法人九州文化学園監事会内規」に基づ					
	く幹事会により、監事間での情報共有や意見交換を行					
	っている。					
実施項目3-2③	説明					
監事への情報提供・研	文部科学省 Web サイトの監事研修会コンテンツ動画や					
修機会の充実	資料を活用し情報提供を行っている。					

原則3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目3-3①	説明				
評議員の選任方法や属	評議員の選任については、「学校法人九州文化学園寄				
性・構成割合について	附行為」、「学校法人九州文化学園評議員選任・解任				
の考え方の明確化及び	規定」及び「学校法人九州文化学園における評議員の				
選任過程の透明性の確	選任基準」に定めており、評議員会または理事会の決				
保	議によって選任している。				
実施項目3-3②	説明				
評議員会運営の透明性	「学校法人九州文化学園寄附行為」に評議員会の運営				
の確保及び理事会との	及び職務等を定め、理事会の決議事項のうち、あらか				
協働体制の確立	じめ評議員会の意見を聴取するもの、並びに評議員会				
	の決議を必要とするものを規定し、理事会との建設的				
	な協働と相互牽制体制を確立している。				
実施項目3-3③	説明				

評議員への情報提供・ 研修機会の充実

評議員の役割等について理解を深める目的で研修を行っている。また、評議員会等の機会を利用して、私学の現状、経営や私立学校法改正についての動向などを 共有している。

原則3-4 危機管理体制の確立

実施項目3-4①	説明				
F 1 _ F 1	FW = 7 5				
危機管理マニュアルの)│「学校法人九州文化学園危機管理規則」及び「学校				
整備及び事業継続計画	人九州文化学園危機管理マニュアル」等に基づき、災				
の策定・活用	害防止、不祥事防止対策に取り組んでいる。また、「長				
	崎短期大学ハラスメントの防止等に関する規程」に基				
	づき、ハラスメント防止対策に努め且つ安心・安全な				
	学修環境・職場環境の整備に努め、危機発生時におけ				
	る教育研究活動の継続又は速やかな再開に対応できる				
	体制を整備している。				
実施項目3-4②	説明				
法令等遵守のための体	「規程管理システム(じょうれいくん)」により、教職員				
制整備	がいつでも最新の規程集を閲覧でき、九州文化学園行				
	動規範、同就業規則、同個人情報の保護に関する規				
	則、同特定個人情報取扱規則等により組織的に法令順				
	守に取り組んでいる。				

原則4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目4-1①	説明					
情報公開推進のための	「学校法人九州文化学園情報公開規則」により公開す					
方針の策定	│る情報を規定している。ホームページ等を通じて、教					
	育・研究をはじめとする各種情報資源を積極的に公開					
	することにより、学内外の関係者及び社会に対する説					
	明責任に努めている。					
実施項目 4 - 1 ②	説明					
ステークホルダーへの	情報公開にあたっては、「学校法人九州文化学園ホー					
理解促進のための公開	ムページ」「長崎短期大学ホームページ」だけでな					
の工夫	く、「大学ポートレート」や「大学案内」への掲載等に					
	より、理解促進に向けた工夫を行っている。					

Ⅱ-Ⅱ.「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明